米国において特許侵害訴訟の件数が急激に増加しつつある

2012年03月19日 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称:特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

米国における四半期ごとの特許侵害訴訟件数の推移(2004 年度の第1四半期~2011 年度の第4四半期)が公表されています。*1

これによれば、今までに無いほどの特許侵害訴訟が裁判所に提起されつつあります。これは、false-marking litigation が多かったときの件数を上回っているようです。ここ2年間の特許侵害訴訟件数の増加は、実際に多くの特許侵害訴訟が審理中であることを意味しているわけではありません。

2011 年度の第4四半期の件数の増加は、実質的には、特許法改正(AIA)により既に発効済の Joinder of Parties (2011年9月16日以降に提起される訴訟に適用されます。)により、特許権者が、複数の訴訟を一つの訴訟に併合するのではなくて、被告ごとに別個に訴訟を提起することを余儀なくされているからです。

改正法によれば、原告は、次の2つの要件を立証できなければ、複数の被疑侵害者を共同被告として1つの訴訟に参加させたり、あるいは複数の訴訟の審理を併合させたりすることができなくなりました。

- (1) 告発されている同一の製品またはプロセスの製造、使用、米国への輸入、販売の申し出、または販売に関する同一の取引または事件であり、且つ
- (2) 当該訴訟において、すべての被告に共通する事実に関する疑義または反訴被告が生 じた場合

【全3頁】

*1 LINK

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、 下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。 ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍) 外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06-6351-4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製·転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.